

早期栽培は育苗から



三月中旬から四月上旬は水稲早期栽培の播種時期である。水稲栽培で育苗は重要なことであるが、特に早期栽培の出来不出来は、苗の素質に支配されるので十分な注意が必要である。早期栽培の苗の素質で大切なことは先づ発根力である。

水稲早期栽培の田植は平坦暖地が四月二〇日頃で高冷地は五月始めである。この頃は気温、水温、地温共に低いので発根力の大きい苗でなくてはならない。苗は、若苗は老苗より、苗の体内の窒素の多い苗は少い苗より、薄播きは厚播きより、畑苗は水苗より発根力が大きい。ではこんな発根力の強い苗を作るにはどうしたらよいか。

集団共同育苗 苗代は初めに温床紙やビニールをかけて保護するから温度管理には十分注意せねばならない。又浅水

灌漑、病虫害の防除など普通苗代よりも管理を周密に行うことが大切である。このためには集団で、共同育苗するのが最もよい、集団すれば大敵ツマグロヨコバエの防除も効果的に行いやすい。

育苗田圃の選定 苗代用地、最も条件の良く整ったところを選ばねば丈夫な苗を作ることはむずかしい、苗代の条件とは、(1)水の便利がよく、(2)日当りがよく(3)風当りが少く、(4)土地が肥えていて(5)交通の便がよく、(6)集団化が出来ることである。栽培農家は相互によく話し合つて、以上のような条件のそろつた水田を苗代用地に選定するのが健苗育成近道である。

苗代作り 床作りのきまどころは苗水平と均一である。播種床の一本一本が水平であるとともに、全体が水平であり、床面に撒く肥料や種子は均一で、育つた苗は苗代床のどこの部分をとつて見ても均一に育つていることが大切である。水平で均一な苗代を作るには、用地を冬鋤して風化を十分にはかり、乾田で碎土をしておく。次に三月始め、播種する七日ぐらゐ前に水を入れ、回数を少く一目か二目掻く、このさい水を入れて何回もかくと根の長い苗が出来て悪い。場床は巾四尺二寸、溝巾一尺内外につくる

種籾の予播 種籾は豊円な種子を選ぶため塩水選をする。比重選(梗一、二三)をした種籾は次の要領で催芽する。

- 第一日目 水清浸漬
- 第二日目 ウスブルン消毒(千倍液)
- 第三日目 昼間清水浸漬夕方風呂湯浸(三八六度、下火消火)
- 第四日目 三日目と同じ
- 第五日目 朝風呂湯から引き上げて、あらかじめ用意したタコツボ状の穴に二層夜埋める。こうすると、芽一分、根二分程度に発芽根するからそこで播種する、発芽の程度は少いものよりヤヤ出過ぎた程度のものが後の苗揃いがよい。

タコツボ穴は、排水のよい空地に径三〜四尺深さ三尺程度の穴を掘り、底と囲りに稲藁を立て、中に種籾袋を三〜四袋入れて上部にも藁をおいて土をかける。

播種 床造りと催芽が終れば、次に播種する。播種は坪当り四合程度で、均一に行うことが決め手である。このためには、条播機を作るのもよい、播種したら覆土を坪当り八〜一〇升散布し、更にその上にヤキモミガラを坪当り八升程度撒き、その上に保温紙を覆う。保温紙は風で飛ばないように糊を一寸程土に埋め上の方は小縄で電光形型におさへる。

混ぜておいてもよい。肥料の量は、坪当り硫安四〇匁(麦跡早期は二〇匁)、過石八〇匁、塩加四〇匁程度である。

除紙 保温紙やビニールを苗代に使うのは加温するためでなく、低温障害を除去するためである。それで除紙は早目に行うがよい、又ビニール被覆苗代は、天気の良い日は換気しないと、床内温度が上昇して、苗が軟弱走長する。又苗をヤキ枯らすことも起る。紙やビニールを除く時期は、日数で定めるより苗の大きさを定める。苗の大きさは、本葉の二枚目が半分程伸びた、即ち一、五葉時が除紙の適期である。

除紙後の管理 除紙後は、水の管理とツマグロヨコバエの防除が主な作業である。水の管理は浅水第一で行う。ツマグロには、防虫障壁(苗代の周囲を高さ三〜五尺のムシロや藁で囲む)を作ると効果が大きい。防虫障壁を作るとともに、PB粉剤などで、共同一斉防除することが、個人の個々バラバラの防除よりも効果が大きい。

田植の苗の大きさ 早期栽培の苗は本葉四、五葉以内の小さい苗で植えること。大きな苗は深植となり、早生品種は苗代感応度が高いから害が大きい。今までの普通作の経験技術は、早期栽培には適応しがたいから、よく指導者の言に従い、健苗を作つて、苗代の時、早期栽培の成果を決する覚悟で育苗することが大切である。(農業改良課)

かゝればみな死ぬ

豚コレラの予防法として一番確実な方法は、豚コレラの予防注射をすることです。予防注射を受けた豚は、九〇〜九五%が豚コレラにかゝりませんが、昨年は毎年二回県下一円にわたつて実施しておりますが、それでも、昨年は県下に四五三頭の豚コレラが出ました。これらの豚は、いずれも豚コレラ予防注射を受けていないためにかゝつたものか、予防注射をしても期間が六ヶ月以上すぎて、予防の力がなくなつたものでした。



豚コレラの発症は、近年ほとんど毎年見られ、昨年は全国的に発生しましたが、特に九州地区は大流行を示しました。予防注射は離乳直後の生後四〇日から六〇日頃がよいとされ、この仔豚の注射が完全に実施されれば、豚コレラは撲滅できるのですが、豚は生後六ヶ月たちますと、大部分が肉となつて利用され、その上仔豚は年に二回も産れますので、その全部に注射することは容易ではありません。飼育者の方々が、進んで、予防注射を受けるよう心掛けていたゞきたいものです。予防注射を受けたゞめに、豚が病気がなつたり流産したりするということを引きませんが、決してこのような心配はありません。予防液は、製造のたびに国家の機関で厳重な検査が行われますか

ら、注射による直接の事故はありません。ただ外観は元氣そうに見えて、病氣をもつている豚に注射された場合は、ちようど注射によつて病氣になつたように見えることがあるのです。又流産も注射によつておこることはなく豚の流産は外の伝染病による場合が多いようです。豚コレラにかゝつた豚は、治療法がないのでかならず死亡します。又伝染力が非常に強いので、一豚舎に発生すれば、間違なく豚舎全頭の豚に伝染します。早期に診断して、豚コレラにかゝつていいる時には、家畜伝染病予防法に基いて、殺処分することになり又周囲の豚に対しては、予防注射を行い、豚の移動を禁止してまん延を防ぎます。注射された豚は、注射後十五日前後で豚コレラにかゝらない抵抗力を持つて来ます。その効力は、半年余り続くとされています。豚飼育者の方々にせひ、町村役場か家畜保健衛生所に連絡され進んで予防注射を受けて下さい。

(畜産課)

引揚者に生業資金

引揚者の皆さんが望まれている、引揚者国庫債券担保貸付が始まり、只今受付中です。この貸付は「引揚者等に対する給付金の支給に関する措置要綱」に基いて、三十二年以降五ヶ年間、全国で毎年約二十億円、計百億円を国民金融公庫から皆さんの生業資金として貸付けられるもので、資格者は「引揚者給付金等支給法」に基いて引揚者国庫債券を受領した引揚者および遺族に限られております。そして、引揚者のうちでも「生活困窮者」を優先し、そのうちでも「高令者」については、特に考慮する建前で、一方遺族については、例えば「母子家庭」等のようにその必要度の高いものに限定されております。そこで、貸付適格者の内定には県や市町村の内申が必要なので、公平を期するため、県や市町村でもこの事業の内容や生活環境の実情などをよく知つておられる人たちによる運営についての委員会(仮称)などを設けて、慎重に審査することになつております。



この貸付の主な点は、

- (一) 名目が消費的資金でなく、あくまでも生業資金であること。
- (二) 貸付限度は国債の額面額の九掛以内で、一世帯の貸付合計金額は五万円までとする。
- (三) 貸付期間は五年以内で、年六分の利率であること。
- (四) 償還方法は国債の償還日(五月三十一日)を支払日とする年賦償還を原則とする。
- (五) この貸付は公庫の他の貸付と重複しても差支えないが、公庫の貸付残高の合計額が二十万円をこえてはならないこと。

以上のようなことです。ただ(四)については国債の償還金だけでは不足するため或る程度自己負担が必要となつてきます。そこでこの生業資金の貸付希望の方は、市町村役場に申込まれると所定の用紙がありますから、係員方からよく指導を受けて申込書を作成すればよい訳です。なお、本県に、対する本年度(三月まで)の貸付金の割当額は七、一五七万円です。

始めた債券担保貸付

(世話課)